

# マイナンバー送付ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

## マイナンバー（個人番号）の送付先

マイナンバー（個人番号）は、原則として住民票の住所地に通知されます。初めてマイナンバーが付番される方には「個人番号通知書」が、マイナンバーカードを申請された方にはカード本体が、簡易書留で送られます。

そのため、学生の一人暮らしや単身赴任などで住民票の住所地と実際の居所が異なると、マイナンバー関連の通知物を受け取れない可能性があります。勤務先での手続きなどでマイナンバーが必要になった際に、書類を取り寄せるなどの手間や時間を要することもあります。

## 住民票の住所と居所が異なる場合の注意点

住民票の住所地に家族がいる場合は代理で受け取ってもらうことが可能ですが、不在の場合は郵便局での保管期間を過ぎると差出人に返送されます。所得税の納税地を居所にしても、マイナンバーの送付先は原則住民票の住所地のままです。確実に受け取るには、家族に事前連絡をしておく、または以下に示す居所情報の登録制度（一定の要件を満たす場合）を活用するなどの対応が望ましいでしょう。

## やむを得ない理由による居所への送付

以下のようなやむを得ない理由がある場合は、申請により現在お住まいの居所へマイナンバー関連書類を送付してもらうことが可能です（居所情報登録申請）。

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| • 災害による避難者           | • DV、ストーカー、児童虐待等の被害者 |
| • 長期の医療機関、施設への入院、入所者 | • その他、市区町村長が相当と認める方  |

これは、重要な個人情報を実際に本人に届け、安全を確保するための措置です。



## 居所への送付申請手続き（居所情報登録申請）

居所への送付を希望する場合、「居所情報登録申請書」に必要な事項を記入し、本人確認書類や居所を証明する書類（公共料金の領収書など）を添えて、**住民票のある市区町村**に提出します。

| 手順    | 内容                      | 備考          |
|-------|-------------------------|-------------|
| 申請書入手 | 住民票のある市区町村窓口、総務省サイト等    | -           |
| 申請書記入 | 氏名、連絡先、住民票住所、居所住所、申請理由等 | 代理人申請も可能    |
| 書類準備  | 本人確認書類、居所確認書類           | 詳細は市区町村へ確認  |
| 提出    | 住民票のある市区町村の担当部署へ持参または郵送 | 郵送時は宛名に注意   |
| 変更・取消 | 居所が不要になった場合は取消の届出が必要    | 登録した市区町村へ提出 |

### ⚠ 注意

特にDV被害者などがこの手続きを行わないと、加害者に個人番号を知られる危険性があります。  
また、長期不在の住所では書類盗難のリスクも考えられます。ご自身の状況に合わせて適切な対応をご検討ください。